

解決案件

一、銀米通一請夏工單價は前以此明示する事

二、臨時休業の場合は工場主に補助費を支給する事

三、健癒保険法を実施する事

四、定時間と時率より五時半まで(正午三十分)(後三時十五分)(前十時

十五分)の休業を與へる事

五、職業の場合は請入者以外の食事支給し常備者(時刻)割合別に支給する事  
六、正取手当と即時割足する事

七、工場主は誠実に工場設備の完全を勉めらる事

八、工場主は賃金用とし金一封を支給する事

昭和大正四年四月二十七日

工場主

中村義太郎一

四月二十七日

職業販賣  
組合代表

山田義太郎一  
角谷繁三  
林繁三  
伊藤善作

四月二十七日

安井善作

四月二十七日

6. 8. 1  
2856

内務大臣安達謙蔵  
社会部長是吉文  
監察官  
李樹德  
馬橋守雄

日本労働省高會勞働事議(開会)件(解説)

標記事議は廿一經年議開會一中止ニ依リ當處調停課並所兼富坂  
署ニ於テ幹旋交渉一重不外ルガ八月一日左記覺書一通ト正  
液解決セリ

右及申(通)根據也